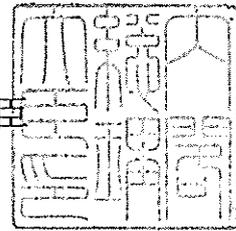


府公第216号
平成25年12月13日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）の移管について

歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画（平成25年6月26日内閣総理大臣決定）に基づき、平成25年度分として移管を受けた別添の公文書等（裁判文書）について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第4項の規定に基づき貴館に移管します。

